

サントミュージゼ

ご利用の手引き

上田市交流文化芸術センター

上田市立美術館

目次

I	上田市交流文化芸術センターの運営について	2
1	開館日	
2	開館時間	
3	休館日	
4	施設概要	
II	上田市交流文化芸術センターの利用について	4
1	利用時間区分	
2	申込受付期間	
3	連続利用が可能な日数	
4	利用申込方法	※平成27年8月19日一部改正（抽選申し込み方法）
5	使用料の減免について	
6	施設使用料の納入について	
7	施設使用の許可について	
8	下見・利用打合せについて	
9	利用当日にお願いする事項	
10	物品販売について	
11	利用にあたってのその他注意事項	
12	利用を取り消す場合について	
13	施設使用料について	
14	附属器具使用料について	
15	冷暖房使用料について	
III	上田市立美術館の運営について	
1	開館日	
2	開館時間	
3	休館日	
4	施設概要	
IV	市立美術館の利用について	15
1	施設の利用許可基準	
2	利用時間区分	
3	申込受付期間	
4	連続利用が可能な日数	
5	利用申込方法	
6	使用料の減免について	
7	施設使用料の納入について	
8	施設使用の許可について	
9	利用打合せについて	
10	利用当日にお願いする事項	
11	物品販売について	
12	利用にあたってのその他注意事項	
13	利用を取り消す場合について	
14	施設使用料について	
15	附属器具使用料について	
16	冷暖房使用料について	

I 上田市交流文化芸術センターの運営について

1 開館時間

午前9時から午後10時まで

※サントミュージゼ館内の市立美術館（以下「美術館」という。）は午前9時から午後5時までです。

2 休館日

- (1) 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 施設受付について

- (1) 受付日及び時間 開館日の午前9時から午後5時まで（休館日を除く。）
- (2) 受付場所・電話番号 交流文化芸術センター受付窓口（上田市天神3-15-15）
0268-27-2000
（美術館の運営については18ページ以降参照）

ご利用になる施設及び利用形態により申込み受付期間（受付開始日及び終了日）が異なりますのでご注意ください。（詳細は、6ページ参照）

4 施設概要

施設	施設概要	
大ホール	座席数	<p>[固定席] 1,530席(最大 1,650人収容)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1階席：1,002席 (うち車椅子席8席、最大36席設置可能) • 2階席：274席(最大332人) • 3階席：254席(最大316人) <p>客席は1階席と2層のバルコニー席で構成しています。 3階席の最後列から舞台までの距離を31メートルとし、客席と演者の距離が近く、一体感のあるホール構成としています。</p>
	舞台の仕様	<p>プロセニウム形式</p> <p>主舞台(プロセニウム)間口：14.5~18メートル(可動)</p> <p>主舞台奥行き(舞台框~水平幕まで)：17メートル50センチ</p> <p>プロセニウム高さ：9~12.7メートル</p> <p>舞台全面積(内法寸法)：920㎡</p> <p>(注)プロセニウム形式とは、客席からみて舞台が区切られている一般的な形式で、額縁舞台とも呼ばれます。</p>
	その他	2階客席後方に親子鑑賞室が2室
	搬入口	<p>面積：233㎡</p> <p>搬入口シャッター寸法：W6500×H5200</p>

	機構	道具バトン×33本(静音直巻ウインチ) 音響反射板、プロセニアムウィング、客席サスペンションライトバトン、スピーカーバトン、プロセニアムスピーカーブリッジ、照明ブリッジ×1、ボーダーライトバトン×2、照明サスペンションライト×3、アッパーホリゾントライトバトン、オーケストラ迫、道具迫
	照明設備	設備容量：750kVA／調光器：4kW×32台、3kW×206台 調光操作卓：メモリーシーン2000、プリセットフェーダー120本3段／360本1段、最大チャンネル数4096、バックアップCPUデュアルランニングシステム その他：ホリゾントライト、ボーダーライトLED器具
	音響設備	デジタルミキシングシステム(DSPユニット)、オーディオネットワーク(Dante)、アンプリモートシステム
	連絡設備	インターカム(有線・無線)、CUEサインシステム、演出仕込トークバックシステム、音声モニターシステム、映像モニターシステム
小ホール	座席数	[固定席] 320席(最大372人収容)、 ・1階席288席(うち車椅子席4席)、 ・バルコニー席32席 (舞台上バルコニー席に可動席52席の設置が可能)
	舞台の仕様	舞台面積：240.03㎡(袖舞台含む) 220㎡(内法寸法) 左右に袖舞台を備え、音楽利用時には袖舞台の仕切り壁が音響反射板としての役割を果たします。
	その他	客席後方に親子鑑賞室が1室
	搬入口	面積：105㎡ 搬入口シャッター寸法：W3500×H4000
	機構	可動バトン6本
	照明設備	設備容量：250kVA／調光器：3kW×48台、2kW×24台 調光操作卓：メモリーシーン1000、プリセットフェーダー50本3段／150本1段、最大チャンネル数512 その他：ホリゾントライト、ボーダーライトLED器具
	音響設備	デジタルミキシングコンソール、アンプリモートシステム、オーディオネットワーク(Dante)
	連絡設備	インターカム(有線)、CUEサインシステム、演出仕込トークバックシステム、音声モニターシステム、映像モニターシステム
大スタジオ	仕様	面積：250㎡ 客席：平土間 天井高：床～固定グリッド天井まで6000mm ホールの主舞台と同じ広さを持ったリハーサル室として設置。また、様々な舞台芸術の練習や発表にも利用できるよう、必要な舞台照明やバレエバー、鏡などの設備を設置しています。

	照明設備	設備容量：40kVA／調光器：2kW×32台 仮設電源盤容量：30kVA 調光操作卓：メモリーシーン1000、プリセットフェーダー30本3段／90本1段、最大チャンネル数512		
	音響設備	デジタルミキシングコンソール、オーディオネットワーク(Dante)		
中スタジオ		52㎡ 防音構造でコーラスなどのグループ練習用に利用できます。		
スタジオ1～4		各部屋 24㎡ 各部屋防音構造で、少人数の音楽練習に利用が可能です。 設備：マイク、拡声装置、譜面台、ギターアンプ、ベースアンプ、キーボード、ドラムセットを配備。		
多目的ルーム		各種イベント（講演会、会議、レセプションほか）に対応するため、可動間仕切壁やパントリー（給湯室）を装備しています。隣接する市民アトリエ・ギャラリーと同一形状で、展示利用も可能です。		
会議室	第1会議室	44㎡		
和室		35㎡（15畳）		
楽屋	大ホール	楽屋1	36㎡（分割可）	
		楽屋2	12㎡（シャワー・トイレ付）	
		楽屋3	31㎡	
		楽屋4	31㎡	
		楽屋5	12㎡（シャワー・トイレ付）	
		楽屋6	12㎡（シャワー・トイレ付）	
		楽屋7	47㎡（分割可）	
		主催者事務室	12㎡	
	小ホール	楽屋1	11㎡	
		楽屋2	10㎡	
		楽屋3	11㎡（シャワー、トイレ付）	
		楽屋4	27㎡	
		楽屋5	27㎡	
		主催者事務室	3㎡	
	スタジオ	大スタ	楽屋1	20㎡
			楽屋2	22㎡
			主催者事務室	12㎡

II 上田市交流文化芸術センターの利用について

施設を利用したい場合には、利用時間、申込受付期間、連続利用の可能日数等を確認のうえ、4の利用申込方法により、申込みください。

1 利用時間区分

施設の利用時間に応じて次のとおり区分設定をします。この利用時間には、搬入及び搬出、準備及び片付け、利用施設への入室及び退室に要する時間も含まれています。

(1) 大ホール、小ホール、大スタジオ、多目的ルーム、第1会議室、和室

午前	午後	夜間
9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00

(2) 中スタジオ、スタジオ1~4

午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
9:00~11:00	11:00~13:00	13:30~15:30	15:30~17:30	18:00~20:00	20:00~22:00

2 申込受付期間

施設及び利用形態に応じて次のとおり受付開始日及び受付終了日を設けています。

施設・利用形態		受付開始日			受付終了日		
		利用日の前			利用日の		
		13か月	3か月	1か月	5週間(35日)	1週間(7日)	前日
		に当たる日の属する月の初日から (休館日に当たる場合はその翌日)			まで (休館日に当たる場合はその前日)		
大ホール 小ホール 大スタジオ	公演利用	○			○		
	練習利用		○		○		
	会議利用						
多目的ルーム	展示利用	○			○		
	講演利用		○		○		
	会議利用 練習利用		○			○	
第1会議室、和室			○				○
中スタジオ、スタジオ1~4			○				○

(注1)「公演利用」「展示利用」とは、公演又は展示会等の利用で、舞台、照明、音響、展示パネルなどの設営が必要な催し物です。

(注2)「会議利用」とは、大掛かりな会場設営や人員配置を必要としない会議等です。

(注3) 受付開始日が異なる施設を同時利用する場合は、受付開始日の早い申込み開始日に同時に申込みができます。

(注4) 公益的な事業で市長が必要と認める場合には、上記期間前に受付する場合があります。

3 連続利用が可能な日数

同一の利用者が、連続して利用できる期間は次のとおりです。

施設名	連続利用可能日数
大ホール、小ホール、大スタジオの 公演利用	7日間を上限とします。
多目的ルームの 展示利用	多目的ルームのみの展示 市民アトリ・ギャラリーとの展示
	14日間を上限とします。
大ホール、小ホール、大スタジオの 練習・会議利用 多目的ルームの 講演・会議・練習利用	2日間を上限とします。
第1会議室、和室、中スタジオ、スタジオ1~4	1日を限度とします。

(注1) 連続利用が可能な日数が異なる施設を同時利用する場合は、連続利用が可能な日数が

長い期間を上限とします。
(注2) 公益的な事業で市長が必要と認める場合には、上記期間を超える利用申込みを受付する場合があります。

4 利用申込み方法

(1) 13か月前の抽選による利用申込受付

大ホール、小ホール、大スタジオの公演利用、多目的ルームの展示利用をする場合には、使用日の前の13か月にあたる月の初日から申込期間を設け、利用日程が確定したかたから順次、正式申込み(利用許可申請書提出)を行います。先着順ではありません。

《申込みの流れ》

①「抽選申込書」の提出

★受付開始月の1日から7日まで(1日又は7日が休館日の場合はその翌日)

「抽選申込書」をセンター受付窓口への持参により受け付けます。

※ 郵送により申し込みをご希望の場合は事前にご相談ください。

②確認結果連絡

★受付開始月の10日(10日が休館日の場合はその翌日)

書面(郵送)にて日程の確認結果をご連絡いたします。

☆希望日に重複するかたがなく利用できる場合

☆希望日に他の利用希望者がいる場合

17日(17日が休館日の場合はその翌日)までに来館し、「利用許可申請書」をセンター受付窓口へ提出いただきます。

③抽選会

★受付開始月の17日(17日が休館日の場合はその翌日)午前10時

同じ日時をご希望されているかたがたに、センターにお集りいただき、抽選を行い、利用者を確定いたします。利用が確定したかたは、「利用許可申請書」を窓口へ提出いただきます。

→抽選に漏れたかたは、空きのある日程に申込みすることができます。ただし、その申込みにおいても重複がある場合には、再度抽選を行います。

④抽選会後の優先申込み

★「抽選会」終了からその月末まで

上記「抽選会」で利用日程が確保できなかったかたを対象に、その月の利用可能な日程の中でご検討いただき、先着順により申込みをすることができます。

※ ここで日程を決めることができなかった場合には、次に掲げる1.2か月前の先着順による利用申込みをすることができます。

※ 抽選会当日にご連絡がなく欠席された場合は、棄権とみなしますのでご注意ください。

(2) 先着順による利用申込受付について

次の要領で先着順により申込みを受け付けます。

利用施設・利用形態	申込受付期間
大ホール、小ホール、大スタジオの <u>公演利用</u> 多目的ルームの <u>展示利用</u>	利用日の前12か月に当たる日の属する月の初日から利用日の前5週（35日前）まで
大ホール、小ホール、大スタジオの <u>練習利用</u> 多目的ルームの <u>講演会利用</u>	利用日の前3か月に当たる日の属する月の初日から利用日の前5週（35日前）まで
多目的ルームの <u>会議利用・練習利用</u>	利用日の前3か月に当たる日の属する月の初日から利用日の前1週（7日前）まで
第1会議室、和室 中スタジオ、スタジオ1～4	利用日の前3か月に当たる日の属する月の初日から利用日の前日まで

《申込みの流れ》

受付開始月の初日の午前9時からセンター受付窓口において、先着順に受け付けます。初日は、窓口での先着受付のみとします。2日目以降は、電話での仮予約（一週間以内に来館し利用許可申請ができるかたのみ）も受け付けます。

(3) 提出書類

ア「抽選申込書」（大ホール、小ホール、大スタジオ、多目的ルーム利用で13か月前抽選申込みを行う場合のみ）

イ「利用許可申請書」

ウ「利用計画書」（大ホール、小ホール、大スタジオ、多目的ルーム利用の場合のみ）
利用許可申請書に添付して提出してください。

エ 必要に応じて利用団体の活動のわかる資料等をお願いすることがあります。

5 使用料の減免について

次に該当する場合には、施設使用料、附属器具使用料、冷暖房使用料を減免することができます。

(1) 減免の要件及び減免率

上田市及び上田市の機関並びに上田地域定住自立圏域内に所在する幼稚園、保育所、小・中学校が利用する場合	100%減免
学校教育法に規定する学校（上記を除く）、これに準ずる学校及び学校関係団体並びに社会福祉関係団体が利用する場合	50%減免
国及び公共団体が利用する場合並びに社会教育関係団体、文化団体その他の公共的団体等が公益的活動を目的として利用する場合	50%減免
その他市長が必要と認める場合	市長が認める率

(2) 申請方法

上記減免の要件を満たす場合には、「利用許可申請書」に併せて「使用料減免申請書」をご提出ください。内容確認後は、「使用料減免許可書」により可否をご連絡します。

6 施設使用料の納入について

「利用許可申請書」をご提出いただき、内容の確認などのセンターの手続きが終了後、施設使用料を全額お支払いいただきます。

7 施設使用の許可について

施設使用料お支払いが確認されたところで、「利用許可書」をお渡しします。
この「利用許可書」は利用当日にご持参ください。

＜利用を許可できない場合＞

- (1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

8 利用打合せについて

- (1) 大ホール、小ホール、大スタジオ、多目的ルームをご利用されるかたは、進行スケジュールや必要な備品、舞台セットの配置等を確認させていただくため、利用日の概ね 45 日前までに施設スタッフとの打合せをお願いします。下見が必要な場合は、予め施設スタッフにご相談ください。

必要書類 舞台関係仕込図、進行表

- 打合せ事項
- ・公演スケジュールについて
 - ・舞台設営について
 - ・搬入、搬出時の車種、台数、時間について
 - ・ホワイエの使用について（受付、物販など）
 - ・お客様の対応について（幼児、面会、遅れ客等）
 - ・楽屋使用について
 - ・録音、録画について
 - ・安全利用等のための人員配置について（避難誘導、場内整理、受付、駐車場）

- (2) 官公署の届出が必要な場合は、施設スタッフに連絡のうえ、所定の期日までに利用者が手続を行ってください。

危険物・火災予防関係 上田中央消防署 0268-22-0019

飲食物販売関係 上小食品衛生協会 0268-27-5667

9 利用当日にお願いする事項等

- (1) センター事務所の施設職員に「利用許可書」を提示してください。
- (2) 利用者は、利用責任者を配置して常に所在を明らかにしてください。
- (3) 安全利用のための人員の配置

大ホール、小ホール、大スタジオ及び多目的ルームを公演や展示、講演会にご利用されるかたは、施設の安全利用のため、次の人員の配置をお願いいたします。

- ・催し物を統括する責任者
- ・防災責任者及び避難時誘導員
- ・入場者の整理、場内案内、受付（切符のもぎり等）に必要な人員
- ・駐車場の整理に必要な人員

- (4) 必要に応じた舞台人員の配置

次の場合には、人員の手配をお願いいたします。（費用は利用者の負担でお願いいたします。）

- ・演出的な操作や搬入及び撤収、舞台の転換などに人員が必要となる場合
- ・安全に公演を実施していただくために想定の数以上の人員が必要な場合

- (5) 「附属器具使用料」、「冷暖房使用料」「楽屋使用料」は、終演後に原則として現金でお支払

ください。

10 物品販売について

敷地内において、物品販売を原則禁止しています。ただし、催し物に関係する物品に限り、施設側が認める場所で販売できます。物品販売をする場合には、事前にご相談いただいた上で、「物品販売等許可申請書」を開催前までに提出願います。

内容を確認、検討後、「物品販売等許可書」によって可否をご連絡します。

11 利用にあたっての注意事項等

- (1) 次のエリアでは飲食を禁止します。ご協力をお願いします。
大ホール客席、小ホール客席、大スタジオ、中スタジオ、スタジオ、会議室、和室（茶道利用を除く）
- (2) 館内は、禁煙です。喫煙は指定の場所で行います。
- (3) 駐車台数（390台）に限りがございます。相乗りや、公共交通機関の利用等ご協力をお願いします。
- (4) 利用により生じたゴミはお持ち帰りをお願いいたします。
- (5) 施設の管理上必要がある場合は、利用中に施設内に施設スタッフが立ち入ることがあります。
- (6) 貴重品等については、利用者が責任をもって管理してください。
- (7) 利用後は、施設、設備等を現状に復し、職員の点検を受けてください。施設、設備等を損傷、又は滅失したときは、損害額を賠償いただくことがあります。
- (8) 施設の壁、柱、扉、窓ガラス等への貼紙、釘打ちは、センターが認める場合を除きできませんのでご理解願います。
- (9) 反響板やピアノを使用される場合は、会場設営やピアノ調律に必要な時間を含め、余裕を持った計画をお願いします。
- (10) ピアノを調律される場合は、調律の費用は利用者の負担でお願いします。
- (11) ポスター、チラシ等による広報及びチケットの販売を行う場合は、事前にご連絡ください。
- (12) センターのイベントスケジュールに掲載をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

12 利用を取り消す場合について

(1) 利用取消方法

利用許可後に利用を取り消す場合は、センターに連絡のうえ、「利用変更（取消）申請書」及び「使用料還付申請書」を提出してください。

(2) 利用料金の返還

定められた期日までに取り消しを申し出て、承認されたときは、を次のとおり使用料金を返還します。

区分	取消日	返還額
1 上田市の都合により、利用の許可を取り消したとき		使用料金の全額
2 天災等利用者の責任でない理由によって利用することができないと認めるとき		
3 利用者が次に掲げる日までに利用の変更又は、取り消したとき		
(1)大ホール、小ホール、楽屋及び大スタジオ、並びに大ホール、小ホール、楽屋及び大スタジオと併せて利用するその他の施設の場合（中スタジオ、スタジオ、多目的ルーム、会議室及び和室）	使用日前3月まで	使用料金の50%の額
(2) その他の施設を利用する場合	使用日前1週(7日前)まで	

《参考》 受付から利用までの大まかな流れ

	大ホール、小ホール、大スタジオ、多目的ルームの利用者	第1会議室、和室、中スタジオ、スタジオの利用者	センターの対応
抽選期間申込 (13か月前)	<input type="checkbox"/> 「抽選申込書」提出 <input type="checkbox"/> 「抽選会」への出席 <input type="checkbox"/> 「利用許可申請書」提出 <input type="checkbox"/> 「使用料減免申請書」提出 (必要なかた)		<input type="checkbox"/> 抽選会等のご連絡
先着順申込	<input type="checkbox"/> 「利用許可申請書」提出 <input type="checkbox"/> 「使用料減免申請書」提出 (必要なかた)		<input type="checkbox"/> 利用許可内部確認
施設使用料 納入	<input checked="" type="checkbox"/> 納入依頼があったところで施設使用料納入	<input checked="" type="checkbox"/> 「利用許可申請」提出と同時に施設使用料納入	<input type="checkbox"/> 使用料納入依頼の連絡
使用許可			<input type="checkbox"/> 「利用許可書」発行 <input type="checkbox"/> 「施設使用料減免許可書」発行
おおむね 45日前 までに	<input type="checkbox"/> 利用打合せ		
当日 (開演前 までに)	<input type="checkbox"/> 「楽屋利用許可申請書」提出 <input type="checkbox"/> 「物品販売等申請書」提出		<input type="checkbox"/> 「楽屋利用許可書」発行 <input type="checkbox"/> 「物品販売等許可書」発行
(終演後)	<input checked="" type="checkbox"/> 附属器具使用料の納入 <input checked="" type="checkbox"/> 冷暖房使用料の納入 <input checked="" type="checkbox"/> 楽屋使用料の納入		

○書類提出 ◎使用料の納入

1.3 施設使用料について

(1) 大ホール、小ホール、大スタジオ、多目的ルーム、会議室、和室 (単位：円)

利用区分 (時間)		午前 9-12	午後 13~17	夜間 18~22	昼間 9~17	昼夜 13~22	全日 9~22	超過1時 間につき	
大ホール等	全席使用 (1,530席)	平日	24,700	33,000	41,200	55,000	71,500	88,000	11,000
		土・日・祝日	31,900	42,600	53,200	71,000	92,300	113,600	14,200
	1・2階席 (1,274席)	平日	20,700	27,600	34,500	46,000	59,800	73,600	9,200
		土・日・祝日	26,500	35,400	44,200	59,000	76,700	94,400	11,800
	1階席 (1,002席)	平日	16,200	21,600	27,000	36,000	46,800	57,600	7,200
		土・日・祝日	21,100	28,200	35,200	47,000	61,100	75,200	9,400
	楽屋1 約10名(分割可能)		800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,800	300
	楽屋2 約3名(シャワー・トイレ)								
	楽屋3 約9名								
	楽屋4 約9名								
楽屋5 約3名(シャワー・トイレ)									
楽屋6 約3名(シャワー・トイレ)									
楽屋7 約14名(分割可能)									
小ホール等	小ホール (320席)	平日	4,900	6,600	8,200	11,000	14,300	17,600	2,200
		土・日・祝日	6,700	9,000	11,200	15,000	19,500	24,000	3,000
	楽屋1 約3名		400	500	600	900	1,100	1,400	100
	楽屋2 約3名		800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,800	300
	楽屋3 約3名(シャワー・トイレ)								
	楽屋4 約10名								
楽屋5 約10名									
大スタジオ等	大スタジオ (250㎡)	平日	4,500	6,000	7,500	10,000	13,000	16,000	2,000
		土・日・祝日	5,800	7,800	9,700	13,000	16,900	20,800	2,600
	楽屋1 約5名		800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,800	300
	楽屋2 約5名								
多目的ルーム 約170㎡		3,700	4,900	6,200	8,300	10,700	13,200	1,600	
第1会議室 約18名		700	1,000	1,200	1,700	2,200	2,700	300	
和室 15畳		900	1,200	1,500	2,100	2,700	3,300	400	

※人数は、利用可能な目安です。

ア 入場料を徴しない場合の使用料

(ア) 練習等のために使用する場合(大ホール、小ホール、大スタジオにおける練習利用及び展示・準備(仕込み、バラシ)、多目的ルームにおける展示の準備等)の使用料
該当使用料の40%

イ 入場料等を徴する場合の使用料

(ア) 営利を目的として入場料等を徴する場合は、入場料等の最高額に応じて以下のとおりの使用料とします。

・多目的ルーム以外の施設

1,000円以下	1,001円～ 3,000円以下	3,001円～ 5,000円以下	5, 001円以上
該当使用料の130%	該当使用料の160%	該当使用料の190%	該当使用料の230%

・多目的ルーム

800円以下	801円以上
該当使用料の130%	該当使用料の200%

(イ) 営利を目的としないで入場料等を徴収する場合 該当使用料の130%

(ウ) 公演に付随する練習や準備・後片付けのために舞台を使用する場合

(ア)又は、(イ)の該当使用料の40%

(2) 中スタジオ、スタジオ1～4 関係

	午前1 9:00-11:00	午前2 11:00-13:00	午後1 13:30-15:30	午後2 15:30-17:30	夜間1 18:00-20:00	夜間2 20:00-22:00
中スタジオ 約50㎡	800	800	800	800	800	800
スタジオ1 約20㎡	400	400	400	400	400	400
スタジオ2 //						
スタジオ3 //						
スタジオ4 //						

※2 時間未満の端数は2 時間に切り上げます。

13 附属器具使用料について

種別	品名	単位	区分	使用料
舞台設備セット	大ホールAセット	一式	1回	22,000円
照明セット	大ホールBセット	一式	1回	20,000円
音響セット	大ホールCセット	一式	1回	32,000円
※注	大ホールDセット	一式	1回	42,000円
	大ホールEセット	一式	1回	60,000円
	大ホールFセット	一式	1回	80,000円
	小ホールAセット	一式	1回	13,000円
	小ホールBセット	一式	1回	20,000円
	小ホールCセット	一式	1回	23,000円
舞台設備	オーケストラピット	一式	1回	7,500円
	音響反射板	一式	1回	5,000円
	指揮者台	1台	1回	200円
	指揮者用譜面台	1台	1回	200円
	演奏者用譜面台	1台	1回	50円
	演奏者用椅子	1脚	1回	50円
	大ホール演台（脇台・花台を含む。）	一式	1回	500円
	小ホール演台（脇台・花台を含む。）	一式	1回	200円
	司会台	1台	1回	100円
	平台	1台	1回	200円
	仮設能舞台	一式	1回	25,000円
	仮設鳥屋団	一式	1回	1,000円
	舞台大臣団	一式	1回	2,000円
	仮設脇花道	一式	1回	10,000円
	所作台	一式	1回	8,000円
	松竹羽目	一式	1回	2,000円
	屏風	1双	1回	1,500円
	上敷ござ	1枚	1回	150円
	緋毛せん	1枚	1回	200円
	フェルト毛せん	1枚	1回	400円
	地がすり	1枚	1回	1,000円
	高座用座布団	1枚	1回	100円
	定式幕	一式	1回	1,000円
	効果用幕	一式	1回	1,000円
	舞台床シート	1枚	1回	500円
	めくり台	1台	1回	100円
	効果用マシン	1台	1回	1,000円

種別	品名	単位	区分	使用料
照明設備	アッパーホリゾントライト	1列	1回	800円
	ロアホリゾントライト	1列	1回	800円
	フットライト	1列	1回	500円
	ストリップライト (12灯)	1台	1回	300円
	ストリップライト (4灯)	1台	1回	200円
	スポットライト(500W)	1台	1回	200円
	ハロゲンスポットライト(500W)	1台	1回	200円
	ハロゲンスポットライト(1KW)	1台	1回	300円
	ハロゲンスポットライト(1.5KW)	1台	1回	350円
	ハロゲンスポットライト(2KW)	1台	1回	400円
	カッタースポットライト	1台	1回	300円
	プロジェクターライト(1KW)	1台	1回	300円
	効果用マシン	1台	1回	500円
	先玉	1台	1回	200円
	クセノンピンスポットライト(3KW)	1台	1回	3,500円
	クセノンピンスポットライト(1KW)	1台	1回	1,500円
	ハロゲンピンスポットライト(1KW)	1台	1回	1,000円
	ムービングライト(700W)	1台	1回	1,500円
	LED ムービングライト (260W)	1台	1回	1,000円
音響設備	大ホール拡声装置	一式	1回	3,000円
	小ホール拡声装置	一式	1回	1,500円
	大スタジオ拡声装置	一式	1回	1,000円
	マイク	1本	1回	500円
	ワイヤレスマイク	1本	1回	900円
	3点吊マイク装置	1式	1回	1,000円
	マイクスタンド	1本	1回	100円
	スピーカースタンド	1本	1回	100円
	移動型スピーカー	1台	1回	1,000円
	はね返りスピーカー	1台	1回	1,000円
	サブミキサー卓	1台	1回	1,300円
	効果用マシン	1台	1回	1,000円
	音楽用プレーヤー・レコーダー各種	1台	1回	600円
	映像設備	プロジェクター (大型)	1台	1回
プロジェクター (中型)		1台	1回	6,000円
プロジェクター (小型)		1台	1回	2,100円
スクリーン		1台	1回	1,000円
スクリーン (移動型)		1台	1回	210円
オーバーヘッドプロジェクター (書画カメラ付)		1台	1回	500円
効果用マシン		1台	1回	1,000円
映像用プレーヤー・レコーダー各種		1台	1回	600円
移動式テレビジョン装置		1台	1回	1,000円

種別	品名	単位	区分	使用料
楽器	ピアノ（外国製大型）	1台	1回	10,000円
	ピアノ（大型）	1台	1回	5,000円
	ピアノ（中型）	1台	1回	3,000円
	ピアノ（縦型）	1台	1回	1,000円
	和太鼓	1台	1回	500円
スタジオ等備品	マイク	1本	1回	500円
	拡声装置	一式	1回	1,000円
	譜面台	1台	1回	50円
	ギターアンプ	1台	1回	210円
	ベースアンプ	1台	1回	310円
	キーボード	1台	1回	310円
	ドラムセット	一式	1回	310円
	音響楽器セット（マイク2本、拡声装置、譜面台、ギターアンプ、ベースアンプ、キーボード、ドラムセット）	一式	1回	2,400円
その他	コンセント（持込み電気）	1KW	1回	300円
	テレビ録画、中継設備		1回	10,000円
	ラジオ録音、中継設備		1回	5,000円

- ※ 1回の利用時間を超えて利用するときは、超過1時間当たり、使用料の30%がかかります。
 ※特別な設備をするために、電気、ガス又は水道をご利用される時は、その実費相当額がかかります。
 ※ 区分の1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までの間にそれぞれ利用した回数とする。ただし、中スタジオ又はスタジオにおける利用の場合は、2時間（2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。）を1回とする。

14 冷暖房使用料について

区分		単位	使用料
大ホール	全席使用	1時間につき	8,300円
	1階及び2階席使用		7,800円
	1階席のみ使用		7,200円
	楽屋1、楽屋7		100円
	楽屋2、楽屋3、楽屋4、楽屋5、楽屋6		50円
小ホール	全席使用		1,700円
	楽屋1、楽屋2、楽屋3、楽屋4、楽屋5		50円
大スタジオ	大スタジオ		700円
	楽屋1、楽屋2		50円
多目的ルーム			
第1会議室、和室			210円
中スタジオ			210円
スタジオ1、スタジオ2、スタジオ3、スタジオ4			

※注 舞台設備、照明、音響セットの内訳

セット	使用用途・内訳
大ホール	Aセット ★演出のない発表会、演奏会、クラシックコンサートなど 舞台設備：音響反射板 1 式、平台 8 台（台組間口 8 間 1 段分） 照明設備：ハゲソフット(1KW)16 台、ハゲソフット(1.5KW)30 台、カッターライト 4 台 音響設備：拡声装置 1 式、マイク 3 本、ワイヤレスマイク 2 本、マイクスタンド 1 本 音楽用プレーヤー・レコーダー各種 1 台、3 点吊マイク装置 1 式、持込電気 1KW
	Bセット ★アトラクションのない大会、式典、学会など 舞台設備：演題、花台、司会台、スクリーン 照明設備：ハゲソフット(1KW)36 台、ハゲソフット(1.5KW)20 台、カッターライト 4 台 音響設備：拡声装置 1 式、マイク 1 本、ワイヤレスマイク 2 本、マイクスタンド 1 本 音楽用プレーヤー・レコーダー各種 1 台、スピーカー 2 台、持込電気 1KW
	Cセット ★アトラクションのある大会、式典、学会や邦楽、詩吟、各種音楽教室の発表会など 舞台設備：Bセットプラス演出用の効果幕等 1 式 照明設備：ホリゾンライト 2 列、ハゲソフット(1KW)50 台、ハゲソフット(1.5KW)36 台 プロジェクターライト 2 台、効果用マシン 2 台、先玉 2 台、カッターライト 4 台、 音響設備：拡声装置 1 式、マイク 2 本、ワイヤレスマイク 3 本、マイクスタンド 2 本 音楽用プレーヤー・レコーダー各種 2 台、スピーカー 2 台、持込電気 3KW
	Dセット ★小規模のバレエ、オペラや演歌など 照明設備：ホリゾンライト 2 列、ハゲソフット(500W)10 台、ハゲソフット(1KW)100 台、 ハゲソフット(1.5KW)36 台、ハゲソフット(2KW)8 台、プロジェクターライト 3 台、 効果用マシン 3 台、先玉 3 台、カッターライト 4 台、3KW クセノンピン 2 台
	Eセット ★大規模のバレエ、オペラや演歌、ポップス、ロック系のコンサートなど 照明設備：ホリゾンライト 2 列、ハゲソフット(500W)20 台、ハゲソフット(1KW)150 台、 ハゲソフット(1.5KW)36 台、ハゲソフット(2KW)16 台、プロジェクターライト 4 台、 効果用マシン 4 台、先玉 4 台、カッターライト 4 台、3KW クセノンピン 3 台
	Fセット ★Eセットを超える規模の催し物 照明設備：ホリゾンライト 2 列、ハゲソフット(500W)40 台、ハゲソフット(1KW)220 台、 ハゲソフット(1.5KW)36 台、ハゲソフット(2KW)16 台、プロジェクターライト 5 台、 効果用マシン 5 台、先玉 5 台、カッターライト 4 台、3KW クセノンピン 4 台
小ホール	Aセット ★演出のない発表会、演奏会、クラシックコンサートやアトラクションのない大会、式典、学会など 舞台設備：演題、花台、司会台、スクリーン 照明設備：ホリゾンライト 2 列、ハゲソフット(500W)26 台、ハゲソフット(1KW)8 台、 カッターライト 4 台 音響設備：拡声装置 1 式、マイク 1 本、ワイヤレスマイク 2 本、マイクスタンド 1 本、 音楽用プレーヤー・レコーダー各種 1 台、スピーカー 2 台、持込電気 1KW
	Bセット ★アトラクションのある大会、式典、学会や邦楽、詩吟、各種音楽教室の発表会など 舞台設備：Aセットプラス演出用の効果幕等 照明設備：ホリゾンライト 2 列、ハゲソフット(500W)40 台、ハゲソフット(1KW)10 台、 プロジェクターライト 2 台、効果用マシン 2 台、先玉 2 台、カッターライト 4 台、 1KW クセノンピン 1 台 音響設備：拡声装置 1 式、マイク 2 本、ワイヤレスマイク 3 本、マイクスタンド 2 本、 音楽用プレーヤー・レコーダー各種 2 台、スピーカー 2 台、持込電気 3KW
	Cセット ★照明設備のほとんどを使用する催し物 照明設備：ホリゾンライト 2 列、ハゲソフット(500W)80 台、ハゲソフット(1KW)28 台、 プロジェクターライト 3 台、効果用マシン 3 台、先玉 3 台、カッターライト 4 台、 1KW、クセノンピン 2 台

Ⅲ 上田市立美術館の運営について

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

※サントミュージゼ館内の交流文化芸術センター（以下「センター」という。）は、午前9時から午後10時までです。

2 休館日

- (1) 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 施設受付について

- (1) 受付日及び時間 平日の午前9時から午後5時まで（休館日を除く。）
- (2) 受付場所・電話番号 交流文化芸術センター受付窓口（上田市天神3-15-15）
0268-27-2300

ご利用になる施設及び利用形態により申込み受付期間（受付開始日及び終了日）が異なりますのでご注意ください。（詳細は、19ページ参照）

4 施設概要

施設名		面積	壁長	可動壁	天井高	その他
1階	市民アトリエ・ギャラリー	159㎡	44m (最大：104m)	枚数：4枚 幅：7.5m 高さ：3.6m	3.8m	
	子どもアトリエ	180㎡	6m (最大：36m)	枚数：3枚 幅：6m 高さ：2.3m	2.4m (中央2.6m)	
	アトリエ	37㎡	8m	なし	2.4m (中央2.7m)	
2階	企画展示室	424㎡	90m (最大：166m)	9枚(4種類)	4.5m	展示ケース有 (壁面2箇所)

※ 壁長は可動壁を除いた値を記載しています。また、最大の数値は可動壁(両面)をすべて使用した場合です。

※ 企画展示室備付けの壁面展示ケースは、専用の可動壁で覆うことができます。

※ 企画展示室の可動壁のサイズにつきましてはお問い合わせください。

Ⅲ 上田市立美術館の利用について

施設を利用したい場合には、利用時間、申込受付期間、連続利用の可能日数等を確認のうえ、5の利用申込方法により、申込みください。

1 施設の利用許可基準

次の基準に合った場合にご利用いただけます。

- 絵画や彫刻、写真、工芸、書などの美術に関する展示や創作活動などの催し物であること。
- 企画展示室及び子どもアトリエについては、美術館との共同主催による利用であること。さらに、子どもアトリエについては、子どもの育成を目的とした利用であること。
- 美術館の運営、維持管理に支障を来たさず、他の来館者の鑑賞等の妨げとならないこと。

2 利用時間区分

企画展示室、市民アトリエ・ギャラリー、子どもアトリエ、アトリエの利用時間は、次のとおりです。利用時間には、搬入及び搬出、準備及び片付け、利用施設への入室及び退室に要する時間も含まれています。美術館の利用申込みは、1日単位のみで、時間の区分はありません。

昼 間
9:00~17:00

3 申込受付期間

施設名	受付開始日 (申込開始が休館日に当たるときはその翌日)	受付終了日 (申込終了の日が休館日に当たるときはその前日)
企画展示室	利用日の前 13か月 に 当たる日の属する月の初日	利用日の前 5週 (35日前) まで
市民アトリエ・ギャラリー		
子どもアトリエ	利用日の前 3か月 に 当たる日の属する月の初日から	備品利用や会場設営が必要な場合 利用日の前 1週 (7日前) まで
アトリエ		備品利用や会場設営が不要な場合、 利用日の前日まで

(注1) 受付開始日が異なる施設を同時利用する場合は、受付開始日の早い申込み開始日に同時に申込みができます。

(注2) 公益的な事業で市長が必要と認める場合には、上記期間の前に受付する場合があります。

(注3) 受付開始日の初日午前9時から1時間の間に複数の申込みがあった場合は、抽選にて利用者を決定します。

4 連続利用が可能な日数

同一の利用者が、連続して利用できる期間は次のとおりです。

施設名	連続利用可能日
企画展示室、市民アトリエ・ギャラリー 子どもアトリエ、アトリエ	14日間を上限とします。

(注1) 公益的な事業で市長が必要と認める場合には、上記期間を超える利用申込みを受付する場合があります。

5 利用申込方法

(1) 申込みの流れ

① 申込の受付

★受付開始月の初日

午前9時から10時までの間は、受付窓口にて申込を受け付けます。
この1時間の間に、複数の申込があった場合は、抽選にて利用者を決定します。
午後1時以降は、先着順で窓口にて申込を受け付けます。

★受付開始日の翌日

午前9時から、受付窓口または電話にて先着順で申込を受け付けます。

初日は窓口での受付のみとし、2日目以降は、窓口での受付のほか、電話での受付も行います。(ただし、一週間以内に来館し利用許可申請ができるかたのみ)

② 申請書類等の提出

【提出書類】

書類は、受付窓口でお渡しいたします。

ア「利用許可申請書」

- ・企画展示室、市民アトリエ・ギャラリー、子どもアトリエ、アトリエ

イ「利用計画書」(アに添付して提出してください。)

- ・企画展示室、市民アトリエ・ギャラリー、子どもアトリエのみ

ウその他

- ・必要に応じて利用団体の活動がわかる資料等をお願いすることがあります。

6 使用料の減免について

次に該当する場合、施設使用料、附属器具使用料、冷暖房使用料を減免することができます。

(1) 減免の要件及び減免率

上田市及び上田市の機関並びに上田地域定住自立圏域内に所在する幼稚園、保育所、小・中学校が利用する場合	100%減免
学校教育法に規定する学校（上記を除く。）、これに準ずる学校及び学校関係団体並びに社会福祉関係団体が利用する場合	50%減免
国及び公共団体が利用する場合並びに社会教育関係団体、文化団体その他の公共的団体等が公益的活動を目的として利用する場合	50%減免
その他市長が必要と認める場合	市長が認める率

(2) 申請方法

減免を希望される場合は、「利用許可申請書」と併せて「使用料減免申請書」をご提出ください。

7 施設使用料の納入について

「利用許可申請書」をご提出いただき、内容の確認などの手続きが終了後、施設使用料を全額お支払いいただきます。

8 施設使用の許可について

施設使用料お支払いが確認されたところで、「利用許可書」をお渡しします。

この「利用許可書」は利用当日にご持参ください。

<利用を許可できない場合>

- (1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

9 利用打合せについて

企画展示室、市民アトリエ・ギャラリー、子どもアトリエを利用されるかたは、必要な備品、機材等の確認をさせていただくため、利用日の1か月前までに職員と打合せをお願いします。

10 利用当日にお願いする事項等

- (1) センター事務所の職員に「利用許可書」を提示してください。
- (2) 利用者は、利用責任者を配置して常に所在を明らかにしてください。
- (3) 「附属器具使用料」、「冷暖房使用料」は、催し物終了後（利用最終日）、原則現金でお支払いください。

- (4) 会期中は安全管理の為、次の人員を配置し会場が無人となることがないようにお願いいたします。また、作品の管理については主催者の責任において行ってください。
- ・催し物を統括する責任者
 - ・防災責任者及び避難時誘導員
 - ・入場者の整理、場内監視・案内、受付（切符のもぎり等）に必要な人員
 - ・駐車場の整理に必要な人員
 - ・搬入、搬出に必要な人員
- (6) 可動壁やスポットライトなどの移動・調整が必要な際は、美術館職員をお呼びください。
- (7) 会期中の施設の開錠及び施錠は、美術館職員が行います。
- (8) 終了後は現状に復帰していただき、必要に応じた清掃をしてください。

1.1 物品販売について

催し物に関係する物品に限り、館内の指定された場所で販売できます。物品販売をする場合には事前にご相談いただいた上で、「物品販売等許可申請書」を開催前までに提出してください。内容を確認、検討後、「物品販売等許可書」によって可否をご連絡します。

ただし、展示即売会や商談など売買や商業目的での作品展示または施設利用については、固くお断りします。

1.2 利用にあたってのその他注意事項

- (1) 次の施設では飲食を禁止します。
企画展示室、市民アトリエ・ギャラリー
- (2) 館内は禁煙です。喫煙は指定の場所をお願いいたします。
- (3) 駐車台数には限りがあります（390台。センターと共用）。催しの開催にあたっては、相乗りや公共交通機関の利用等の呼びかけをいただくなど、ご協力をお願いいたします。
- (4) 利用により生じたゴミは、必ずお持ち帰りください。
- (5) 施設の管理上必要がある場合は、利用中にスタッフが立ち入ることがあります。
- (6) 貴重品等については、利用者が責任をもって管理してください。
- (7) 利用後は、施設、設備等を現状に復し、職員の点検を受けてください。施設及び設備等を損傷、又は滅失したときは、損害額を賠償いただくことがあります。
- (8) 施設の壁、柱、扉、窓ガラス等への貼紙や釘打ち等は、美術館が認める場合を除き行うことはできません。展示に釘等を使用したい場合は、利用打合せの際に必ずお申し出ください。
- (9) 企画展示室には、他の作品に影響を与える物品（生花、ドライフラワー含む）や生物などの持込みはできません。
- (10) 美術館職員の許可を得ることなく、施設の付属品及び備品を外部へ持ち出すこと及び使用許可を受けていない付属品及び備品を利用することはできません。
- (11) ポスター、チラシ等による広報及びチケットの販売を行う場合は、事前にご相談ください。
- (12) 美術館のイベントスケジュールに掲載をご希望のかたは、事前にご相談ください。

1.3 利用を取り消す場合について

(1) 利用取消方法

「利用許可書」発行後に利用を取り消す場合は、美術館に連絡のうえ、「利用変更（取消）申請書」及び「使用料還付申請書」を提出してください。

(2) 利用料金の返還

定められた期日までに取り消しを申し出て、承認されたときは、次のとおり使用料金を返還します。

取消事由	対象施設	申出の期間	返還額
1 上田市の都合により、利用の許可を取り消したとき	全施設		使用料金の全額
2 天災等利用者の責任でない理由によって利用することができないと認めるとき			
3 利用者が次に掲げる日までに利用の変更又は取り消したとき	企画展示室、市民アトリエ・ギャラリー及びこれらの施設と併用して利用する場合のアトリエ	利用日前 3月まで	使用料金の50%の額
	アトリエのみを利用する場合	利用日前 1週(7日前)まで	

《参考》受付から利用までの大まかな流れ

	企画展示室 市民アトリエ・ギャラリー 子どもアトリエの利用者	アトリエの利用者	美術館の対応
申請時	<ul style="list-style-type: none"> ○「利用許可申請書」提出 ○「使用料減免申請書」提出（必要なかた） ◎施設使用料の納入 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○「利用計画書」の提出 		<ul style="list-style-type: none"> 「利用許可書」発行 「施設使用料減免許可書」発行
	利用打合せ		
1か月前までに	<ul style="list-style-type: none"> ○「物品販売等申請書」提出 		<ul style="list-style-type: none"> 「物品販売等許可書」発行
当日までに (終了後)	<ul style="list-style-type: none"> ◎附属器具使用料の納入 ◎冷暖房使用料の納入 		

○書類提出 ◎使用料の納入

1.4 施設使用料について

名 称	屋 間 9時～17時	超過時間 1時間につき
企画展示室 424㎡	19,300円	3,800円
市民アトリエ・ギャラリー 159㎡	9,500円	1,900円
アトリエ 37㎡	1,600円	300円
子どもアトリエ 180㎡	無料	無料

ア 専ら展示の準備のために利用する場合の使用料
該当使用料の40%

イ 入場料等を徴する場合の使用料

(ア) 営利を目的として入場料等を徴する場合は、入場料等の最高額に応じて以下のとおりの使用料とします。

入場料等が800円以下・・・該当使用料の130%

入場料等が801円以上・・・該当使用料の200%

(イ) 営利を目的としないで入場料等を徴収する場合

該当施設使用料の130%

(ウ) 展示に付随する準備や後片付けのために使用する場合

(ア)又は、(イ)の該当使用料の40%

1.5 附属器具使用料について

品名	単位	区分	使用料
スポットライト	1個	1回	100円
展示パネル	1枚	1回	100円
コンセント	1KW	1回	300円

1 1回の利用時間を超過して利用するときは、超過1時間当たり、使用料の30パーセントがかかります。

2 特別な設備をするために、電気、ガス又は水道をご利用される時は、その実費相当額がかかります。

3 区分の1回とは、1日を1回とします。

1.6 冷暖房使用料について

施 設	区 分	使用料
企画展示室	1時間につき	800円
市民アトリエ・ギャラリー		300円
アトリエ		210円

サントミュージーゼ

上田市交流文化芸術センター
上田市立美術館

〒386-0025 長野県上田市天神3丁目15番15号

TEL 交流文化芸術センター 0268-27-2000

市立美術館 0268-27-2300

FAX (共通) 0268-27-2310

Eメール(交流文化芸術センター) santomyuze@city.ueda.nagano.jp

(市立美術館) artmuseum@city.ueda.nagano.jp

ホームページ <http://www.santomyuze.com>

<http://www.santomyuze.com/museum>